

三
鷹
の
教
育

2
0
2
0

三鷹の教育

2 0 2 0

三鷹市教育委員会

は じ め に

教育基本法においては、教育の理念を「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」と「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育の推進」とし、教育の目的を「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者としての国民の育成」としています。

三鷹市教育委員会は、この教育基本法の実現に向けた責務を自覚し、「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成を目指して、全市でコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、学校・家庭・地域との連携・協働による学校教育を推進しています。また、ライフスタイルに合った方法で学び続けることができる生涯学習社会の実現を目指して、市長部局との密接な連携により、市民の「学びと活動の循環」を進めています。

本書『三鷹の教育』は、三鷹市教育委員会の主な施策・事業を統計資料とともにまとめた教育委員会の事業概要です。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、三鷹市では令和2年3月2日から5月31日まで市立小・中学校を臨時休校とし、6月から段階的に教育活動を再開したところです。再開にあたっては、「学校の新しい生活様式」の実践に取り組み、新型コロナウイルスの感染防止に努めています。また、臨時休校により影響を受けた学習内容について、平成30年度に改訂した「小・中一貫カリキュラム」や令和元年度に作成した「学園版カリキュラム」を基礎として教育課程を再編成するとともに、個別指導の充実やICTの活用等により学習内容の十分な定着を図ります。さらに、緊急時における子どもたちの学びの機会を保障し、同時に個別最適化された学びを実現するための環境整備を進めます。

令和2年度には、これまで準備を進めてきた中学校全7校での校内通級教室及び適応支援教室（A-Room）を開設しました。一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行っていきます。また、ライフ・ワーク・バランスの推進と教育の質の向上を図る「学校における働き方改革」を引き続き推進していきます。

安全で快適な教育環境の整備については、老朽化している小・中学校施設の長寿命化及び防災機能強化を図る改修工事を計画的に実施するとともに、学校トイレの洋式化やバリアフリー化、老朽化した学校空調設備の更新、学校体育館への空調設備の整備を推進します。また、防災都市づくりに向けた全市的な検討を踏まえ、「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定に取り組みます。

市立図書館においては、西部図書館の施設改修や本館のエレベーター改修を実施し、快適な読書環境の整備を進めます。また、引き続き、地域の情報拠点としてのサービスの充実を図ります。

今後も、市民の皆様との協働によって、学校を核としたコミュニティづくり「スクール・コミュニティの創造」を目指して、教育行政の一層の充実・発展に努めてまいります。

三鷹の教育への皆様のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

三鷹市教育委員会

教育長 貝ノ瀬 滋

目次

○ 新型コロナウイルス感染症 への対応	1
1 三鷹市教育ビジョン ～三鷹らしい教育の実現～	4
2 コミュニティ・スクールを基盤とした 小・中一貫教育の充実と発展	7
3 三鷹「学び」のスタンダード	14
4 知・徳・体の調和のとれた三鷹の 子どもを育てる教育内容の充実	15
5 三鷹らしい特色ある教育活動の 推進と多様な学習機会の提供	22
6 学校行事	24
7 生活指導の充実・いじめ防止 対策の推進	26
8 教育支援の推進	29
9 幼・保・小の連携事業の推進	35
10 教員の養成・キャリア支援	36
11 研修・研究事業	37
12 学校における働き方改革の推進と 組織的な学校運営の充実	39
13 就学援助・就学奨励	41
14 学校保健	42
15 学校給食	44
16 学校施設	47
17 学校版 環境マネジメントシステム	50
18 ICTを活用した魅力ある 教育環境の整備と利活用	51
19 学校・地域の安全対策	53
20 PTA活動への支援	56
21 学校図書館	57
22 教育センター	58
23 三鷹市川上郷自然の村	60
24 図書館	63

25 生涯学習・スポーツ・ 文化行政の推進	73
--------------------------	----

資料編

① 令和2年度 基本方針と事業計画(抜粋)	79
② 教育委員会の組織と事務分掌	96
③ 教育委員会職員数	98
④ 教育予算	99
⑤ 三鷹市立学校一覧表	100
⑥ 児童・生徒数、学級数の推移	101
⑦ 中学校卒業生進路状況	101
⑧ 児童・生徒の体位平均値	102
⑨ 定期健康診断	103
⑩ 学校給食実施状況	104
⑪ 研究指定校等一覧	105
⑫ 市立図書館蔵書冊数・ 貸出冊数等の推移	106
⑬ 三鷹市指定文化財等一覧	107
⑭ 三鷹教育・子育て研究所の 組織及び運営に関する要綱	111
⑮ 教育委員会関係 非常勤特別職職員	112
⑯ 教育委員会の沿革	113
⑰ 教育委員会名簿	116
⑱ 年表	117

〇新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校等

1 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校の経過

令和元年12月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、感染が国際的に広がりをみせた新型コロナウイルス感染症への対策として、三鷹市教育委員会では、国の要請を踏まえ、三鷹市立小・中学校を令和2年3月2日から臨時休校とした。

臨時休校に係る経過は次のとおり

令和2年1月30日 国が、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置

2月27日 同対策本部において、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、感染拡大を防止するため、全国の小・中・高等学校に対し、臨時休校の要請

2月28日 国の要請を踏まえ、三鷹市立小・中学校において、3月2日から春季休業の期間（4月6日まで）を臨時休校とすることを決定

4月3日 都内の感染状況は増加傾向にあり、感染者の爆発的な増加が発生しかねない厳しい状況にあることから、イベントや週末の外出自粛が呼びかけられているところであったため、こうした状況を踏まえ、5月10日まで臨時休校の期間を延長

4月7日 国が、5月6日までの1か月、東京都を含む7都道府県に対して、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出（4月16日対象区域を全都道府県に拡大）

4月9日 緊急事態宣言の発出に伴い、臨時休校期間中に予定していた学年ごとの登校日を中止。また、教室を利用した見守り、学校の給食室を活用した昼食の提供等の対応については、保護者の仕事や疾病等、真にやむを得ない事情により、家庭において一人で過ごすことが困難な児童・生徒のみに対象を限定

5月4日 国が、緊急事態宣言の期間を5月31日までに延長

5月7日 国の緊急事態宣言の延長や感染状況等を踏まえ、臨時休校の期間を5月31日までに延長

◆臨時休校中の対応

(1) 臨時休校の期間

令和2年3月2日～5月31日

(2) 臨時休校期間中の対応

保護者の仕事や疾病等、真にやむを得ない事情により、家庭において一人で過ごすことが困難な児童・生徒を対象として、保護者の申込みにより、次の対応を実施

ア 子どもの居場所の確保

(ア) 児童・生徒の校庭等の利用と昼食の提供

真にやむを得ない事情により、家庭で過ごすことが困難な児童・生徒を対象として、4月15日から5月までの休校期間中において、学年・時間別の校庭の利用と、学童保育所入所児童を除く小学校1～3年生の教室を利用した見守りを行うとともに、1日約200人～300人の希望者に対して昼食を提供した。

イ 小・中学校の臨時休校に伴う家庭学習の支援

(イ) 家庭学習を円滑に進めるための学習課題の送付

各学校で児童・生徒に学習課題等を送付するとともに、学校ホームページへ学習課題を掲載し、家庭学習を円滑に進めるための支援を行った。また、学習状況

や体調面等を把握するため電話等により児童・生徒及び保護者と連絡をとり、教員による電話相談等のフォローアップや必要な情報収集を行った。

(ウ) クラウド型の自律学習応援プログラムを活用した学習支援

小中学校の臨時休校等期間中、児童・生徒が家庭でオンライン学習ができる自律学習応援プログラムを提供し、4月から学校の完全再開までの期間、運用を行った。

(エ) 電話、訪問による児童・生徒の心のケアの充実

市ホームページ及び学校ホームページに相談先や、新型コロナウイルス感染症の正しい情報の伝え方、お子さんの不安な気持ちを和らげる声のかけ方等を掲載し、周知した。また、総合教育相談室に来所を希望する場合は、「3密」に配慮しながら相談に応じている。臨時休校期間中、各学校においては、電話等で支援の必要な家庭の近況を聞き取り、これらの対応について「調査シート」にまとめ、教育委員会と子ども家庭支援センターが情報を共有するとともに、学校再開後も引き続き連携した支援を行っている。

(オ) 小・中学校の分散登校及び教員による個別面談の実施

5月11日以降、各学校において分散登校日を設定し、登校日には、週単位の学習計画表による学習進捗状況の確認、週単位の健康チェック表による健康状況の確認等を行い、教員との交流による心の安定及び自宅における学習意欲の向上を図った。登校を控えたい家庭については、週1回電話による確認や、個別に登校をさせることで対応した。

また、希望する児童・生徒には、個別の面談を設定し、教員やスクールカウンセラーが本人、必要に応じて保護者と面談し、一人ひとりの心のケアや学習に関する質問等に対応した。

(3) 卒業式・入学式等への対応

卒業式及び入学式については、対象児童・生徒、教職員、保護者各家庭1名までの参加とし、必要最小限の内容で実施した。修了式については実施しないこととした。

(4) 給食費に係る保護者負担の軽減

3月分の学校給食費を保護者に返還するとともに、給食食材料に係るキャンセル料等を公費負担することにより、保護者負担を軽減した。

あわせて臨時休校期間中の給食費に相当する就学援助費を保護者に直接支給している。

2 教育活動の再開

教育委員会では、国が緊急事態宣言を5月25日に前倒して解除したこと等を踏まえ、6月1日から市立小・中学校での教育活動を段階的に再開した。再開にあたっては、国が示す「学校における新型コロナウイルスに関する衛生マニュアル」を踏まえ、感染リスク対応策を講じている。

(1) 6月1日（月）から6月19日（金）まで

小・中学校とも、クラス2分割による午前・午後に分かれた分散登校により授業を実施（週ごとに段階的な再開）

○ 午前・午後のグループ

午前のグループ：授業後、給食・下校

午後のグループ：給食後、授業・下校

○ 段階的な再開

6月1日（月）～6月5日（金）：各学年週3日

6月8日（月）～6月12日（金）：各学年週4日

6月15日（月）～6月19日（金）：各学年週5日

○ 給食の実施（全学年）

○ 中学校の部活動はなし

なお、6月1日（月）から6月12日（金）までの授業日ではない日において、学童
保育所入所児童を除く小学校1～3年生で、家庭において一人で過ごすことが困難な
児童を対象として、保護者の申込みにより、学校図書館等を利用した見守りを実施

(2) 6月22日（月）以降

○ 通常授業

○ 中学校の部活動について、生徒の体力の状況等を考慮し、段階的に実施

1 三鷹市教育ビジョン～三鷹らしい教育の実現～

1 三鷹市教育ビジョン 2022 策定の経過

平成 18 年 12 月に策定した「三鷹市教育ビジョン」の下では、政策の柱である「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の全市展開」をはじめ、主要な施策の目標が達成された。このビジョンが 22 年度末で計画期間が満了したことから、教育委員会では、第 4 次三鷹市基本計画の策定とあわせて見直しを行い、今後 12 年間の三鷹市の教育の方向性を示し、教育基本法に基づく「教育振興基本計画」としての位置付けを持つ、新たな教育ビジョンの策定を行うこととした。

22 年 6 月に「三鷹教育・子育て研究所」に「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」を設置し、見直しに向けた計 6 回の調査研究を行い、教育ビジョンの見直しに向けた視点をまとめた提言（報告書）が 23 年 3 月 26 日に提出された。

教育委員会では、この提言を踏まえつつ、コミュニティ・スクール委員会や保護者代表者との意見交換、各学校の代表児童・生徒による「教育の未来を考える三鷹子ども熟議」での意見、パブリックコメントの実施など幅広い市民参加を図りながら新たな教育ビジョンである「三鷹市教育ビジョン 2022」を 24 年 3 月に策定した。

2 三鷹市教育ビジョン 2022 の概要

「三鷹市教育ビジョン 2022」は、教育基本法及び国や東京都の教育振興基本計画を踏まえ、教育基本法で明示された教育の目的及び目標の達成に向け、三鷹の教育が目指すべき基本的かつ総合的な構想として施策の方向を定めるものである。

「三鷹市教育ビジョン 2022」は、平成 18 年に策定した「三鷹市教育ビジョン」の成果と課題を踏まえ、「人間力」※¹と「社会力」※²を兼ね備えた子どもを育成し、目標である「目指す子ども像」を達成するための「施策の柱」となる「5つの施策目標」を示し、その具体的な施策・事業として「20の重点施策」を設定した。また、この中で、今後 4 年間で特に重点的に推進する施策を「最重点施策」として設定した（「三鷹市教育ビジョン 2022（第 2 次改定）の体系」参照）。教育委員会では、このビジョンを踏まえ、年度毎に「基本方針と事業計画」を策定し、施策・事業を計画的に推進している。

(1) 第 1 次改定

平成 28 年 3 月には、第 4 次三鷹市基本計画（第 1 次改定）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により新たに策定することとなった「三鷹市の教育に関する大綱」との整合を図り、第 1 次改定を行った。第 1 次改定では、コミュニティ・スクール機能をさらに充実するため、広報活動の充実や学園間の交流・連携の推進、支援体制の強化を追加するとともに、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）の活用や主体的・協働的な課題解決学習を盛り込み、PDCA サイクルを踏まえた学校経営体制の充実を明記した。

(2) 第 2 次改定

令和 2 年 3 月には、第 4 次三鷹市基本計画の第 2 次改定との連動・整合を図るとともに、この間の法改正や学習指導要領の改訂、関係する審議会等における協議内容等を踏まえ、第 2 次改定を行った。第 2 次改定では、多様な教育方法による個別最適化された教育の推進、学習指導要領の改訂において示された「主体的・対話的で深い学び」「社会に開かれた教育課程」の推進、「三鷹市立学校における働き方改革プラン」の推進等を明記した。

※1 「人間力」とは、基礎的な素養を身に付け、自立した一人の人間として考え判断し、豊かに力強く生きていくための総合的な力と定義する。

※2 「社会力」とは、社会とのかかわりを持ち、社会の一員としての役割を果たしつつ、適切な人間関係を結び、共に生きていく力と定義する。

三鷹市教育ビジョン 2022 の目指す子ども像

- ・ 自分を愛し、他人を愛し、三鷹を愛する人
- ・ 確かな学力と健康でたくましい心身を備え、自ら学び続ける人
- ・ 規範意識を備え、社会の一員として自ら責任ある行動がとれる人
- ・ 自分の考えをもち、他者と豊かなコミュニケーションがとれる人
- ・ 国際的な視野とチャレンジする心を持ち、積極的に社会や地域に貢献できる人

三鷹市教育ビジョン 2022（第2次改定）の体系

施 策 目 標	重 点 施 策
目標Ⅰ 地域とともに、協働する教育を進めます コミュニティ・スクールを充実・発展させ、地域とともに子どもたちを育てる学校をつくります	1 コミュニティ・スクールの機能の充実【最重点施策】 ○コミュニティ・スクール委員会の充実 ○地域と協働した学校支援機能の充実
	2 地域人財の育成と協働の推進 ○三鷹ネットワーク大学と連携した地域人財の育成 ○地域人財による学習指導等の充実
	3 コミュニティ・スクールの充実に向けた支援体制の整備 ○組織的かつ継続的な学校支援を可能にするための、各コミュニティ・スクールへの支援の充実
目標Ⅱ 小・中一貫した質の高い学校教育を推進します 三鷹型の小・中一貫教育を充実・発展させ、連続性と系統性のある学習を保障し、子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の姿に責任をもった教育を実現します	4 小・中一貫教育の充実と発展【最重点施策】 ○効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築 ○市民に期待される公立学校としての小・中一貫教育の充実 ○多様な教育方法による個別最適化された教育の推進
	5 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実 ○知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実
	6 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供 ○キャリア・アントレプレナーシップ教育をはじめとした多様な学習機会の提供
	7 生活指導の充実 ○小・中一貫した生活指導体制の確立 ○いじめ防止対策の推進 ○関係諸機関と連携した生活指導や家庭支援の推進
	8 教育支援の充実 ○教育支援の充実
	9 幼稚園・保育園と小学校の連携教育と支援の推進 ○幼稚園・保育園と小学校の連携教育の推進 ○子ども政策部と連携した就学前から義務教育修了までの教育に責任をもつ施策の推進
	10 学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進【最重点施策】 ○自律した学園・学校経営体制の整備と、校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある教育の推進 ○学校評価・学園評価の充実
	11 三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成 ○人財育成方針の推進と三鷹にふさわしい教員の配置 ○教員のキャリア支援と研修プログラムの充実 ○「三鷹市立学校における働き方改革プラン」の推進
	12 三鷹教育・子育て研究所の活用 ○優れた教育実践の蓄積と活用の推進 ○教育・子育て研究所のシンクタンク機能の活用
目標Ⅲ 学校の経営力と教員の力量を高め、特色ある学園・学校づくりを進めます 学園・学校経営を円滑かつ効果的に推進できるよう、改善・充実を図り、教員のキャリア支援等を通して、三鷹にふさわしい教員を養成・育成し、子どもたちの学びをより一層豊かにしていきます	

施 策 目 標

重 点 施 策

目標Ⅳ 安全で快適な、充実した教育環境を整えます 子どもたちが安全・安心な気持ちで快適に過ごせ、効果的な学習ができる教育環境を整備します	13 子どもの安全・安心の確保 【 最重点施策 】 ○学校における児童・生徒の安全の確保 ○通学路における児童・生徒の安全の確保 ○学校給食の充実と食育の推進及び市内産野菜の活用 ○学校における危機管理体制及び事業継続計画の確立 14 防災都市づくりに向けた安全で快適な学校環境の整備 【 最重点施策 】 ○学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施 ○快適な学校環境の整備 ○児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保 15 環境に配慮した学校施設の整備と環境教育への活用 ○学校のエコスクール化の推進 ○学校版環境マネジメントシステムの推進 16 ICTを活用した魅力ある教育環境の整備と利活用 ○学校におけるICT利用環境の整備と活用 ○学校・学園ホームページの充実と学校・家庭・地域間の連携の推進
目標Ⅴ 地域をつなぐ拠点となる学校をつくれます 子どもたちのために、既存の地域社会の全ての力を結集し、それぞれの強みを生かした協働を進め、地域をつなぐ、学校を核としたコミュニティを創造します	17 地域社会の拠点としての学校づくりの推進 【 最重点施策 】 ○スクール・コミュニティの創造に向けた学校を拠点とした事業の推進 ○生涯学習・芸術文化・スポーツの拠点としての地域開放の推進 ○学校の防災拠点化の推進 18 学校を拠点とした子どもの安全・安心な居場所づくりの推進 ○地域子どもクラブ事業の充実 19 家庭や地域の教育力の向上 ○学校・家庭・地域の役割の明確化と連携の強化 ○家庭における教育力の向上 20 NPO・企業・大学・研究機関等との連携 ○家庭や地域の教育力の向上を目指した知的資源の活用

2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

1 小・中一貫教育の充実と発展

(1) 小・中一貫教育校の開設経過

教育委員会では、平成 18 年 9 月から 21 年 3 月までの 3 年間「三鷹市立小・中一貫教育校検証委員会」を設置し、18 年 4 月に開園したモデル校である「にしみたか学園」の検証を行った。その内容については、「三鷹市立小・中一貫教育校『にしみたか学園』の実践に関する検証報告（18 年度、19 年度、20 年度）」にまとめ、ホームページ等にも掲載した。

21 年度には市内のすべての市立小・中学校 22 校を「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校」（全 7 学園）として開園した。

30 年 4 月には、学校教育法等の一部改正を生かして、法制度上位置付けられた「小中一貫型小学校・中学校」とした。

18 年に開園したにしみたか学園に続き、平成 30 年度に連雀学園、東三鷹学園、おおさわ学園、そして、令和元年度には、三鷹の森学園、三鷹中央学園、鷹南学園が開園 10 周年を迎えた。それぞれ合同で「開園 10 周年記念式典」を開催した。いずれの式典においても市内全学園の関係者が一堂に会し、10 周年を迎えた学園のこれまでの活動や取り組みを振り返り、三鷹市のコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育のより一層の充実と発展に向けた意識の共有を図った。

◆小・中一貫教育校（全 7 学園）の開設経過

開設年月	学園名	中学校	小学校
平成 18 年 4 月	にしみたか学園	第二中学校	第二小学校 井口小学校
平成 20 年 4 月	連雀学園	第一中学校	第四小学校 第六小学校 南浦小学校
	東三鷹学園	第六中学校	第一小学校 北野小学校
	おおさわ学園	第七中学校	大沢台小学校 羽沢小学校
平成 21 年 4 月	三鷹の森学園	第三中学校	第五小学校 高山小学校
	三鷹中央学園	第四中学校	第三小学校 第七小学校
平成 21 年 9 月	鷹南学園	第五中学校	中原小学校 東台小学校



三鷹の森学園・三鷹中央学園・鷹南学園
開園 10 周年記念式典

◆にしみたか学園開園 10 周年記念式典 (平成 28 年 10 月 26 日)

記念講演：日本大学文理学部教授 佐藤春雄氏

◆連雀学園・東三鷹学園・おおさわ学園開園 10 周年記念式典 (平成 30 年 11 月 17 日)

記念講演：京都産業大学現代社会学部教授
西川信廣氏

◆三鷹の森学園・三鷹中央学園・鷹南学園開園 10 周年記念式典 (令和元年 11 月 16 日)

記念講演：文部科学省コミュニティ・スクール
推進員 安齋宏之氏・四柳千夏子氏

(2) 三鷹市の小・中一貫教育

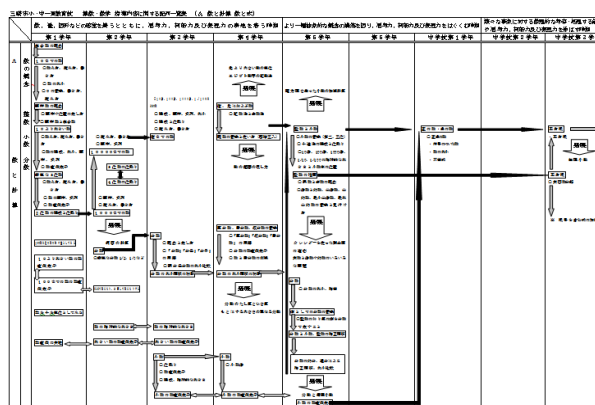
三鷹市の小・中一貫教育は、連続性・系統性を重視した義務教育 9 年間の指導に責任をもち、学園内の小・中学校間の一貫した指導と交流活動を通して、一体感のある学園としての教育を推進している。コミュニティ・スクールを基盤に、三鷹らしい多様な教育活動や地域人財との協働を通して、児童・生徒の「人間力」と「社会力」を育むため、以下の特色ある取り組みを実践している。

① 三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム

ア カリキュラムの作成経過

小・中学校の教員が、児童・生徒の各発達段階を理解し、連続性と系統性のある指導を9年間一貫して行うために「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」を作成し、これに基づく授業を実施している。

教育委員会では、平成20年3月告示の学習指導要領に基づき、21年3月に本カリキュラムを作成した。その後、教科書採択及び学習指導要領完全実施に併せ、23・24年度に改訂を行った。さらに、29年3月告示の新学習指導要領（令和2年度小学校、令和3年度中学校全面実施）に準拠した小・中一貫カリキュラムの全面改訂を29・30年度に行った。改訂にあたっては、学識経験者や学校関係者等で構成する小・中一貫カリキュラム作成委員会及び各教科等の作業部会を設置し検討を進めた。改訂カリキュラムでは、13教科・領域ごとに、カリキュラムの概要及び指導する内容を体系的・構造的にまとめた内容系統一覧表を作成し、各学習段階で確実に身に付ける資質・能力を明確に示すとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点や教科横断的な「カリキュラムマネジメント」の視点を取り入れている。



▲「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」
(平成30年度改訂) 内容系統一覧表

イ カリキュラムの周知と活用

教員研修や訪問指導、指導課訪問の機会を活用し、市内の全教員にカリキュラムの周知を図るとともに実効的活用を推進している。

また、「学園研究」を通し、小・中学校の教員が学習のつまづきや効果的な指導について児童・生徒の実態を踏まえた研究を進め、カリキュラムの検証・改善を行ったり、小学校においては、高学年一部教科担任制を教育課程に位置付け年間を通して実施するとともに、学園内の小学校間での授業交流を行い指導の統一を図ったりしている。

ウ 学園版カリキュラム

令和元年度には、学校と保護者・地域が子どもたちに身につけさせたい「資質・能力」を明確にして共有し、協働して「学園版小・中一貫カリキュラム」を作成した。令和2年度には、この「学園版カリキュラム」を活用し、地域人財のかかわりを生かした教育実践を推進する。これにより、学校での学びを学校限りで終わらせるのではなく、「社会に開かれた教育課程」として社会で求められる学びへと発展させることを目指す。

② 兼務発令に伴う相互乗り入れ授業

小学校の教員も中学校の教員も児童・生徒の義務教育9年間の教育を「本務として」責任をもって行えるよう、全ての教員が学園の小・中学校両方の教員として東京都教育委員会から「兼務発令」され、小・中学校間での乗り入れ授業を時間割に位置付けて実施し、9年間を見通した連続性と系統性のある指導を行っている。平成30年4月から、兼務発令を学園内の管理職を含め、小学校間にも広げ、学園間でのより一体感のある教育を推進している。

③ 児童・生徒の交流活動

異学年、異校種、体験活動などの日常的な交流活動を、年間計画に明確に位置づけ、学園の

特色や地理的側面を踏まえ工夫しながら実施している。また、小学校の児童同士の交流活動を、中学校入学前から行い、学園の仲間であることを意識させた教育を推進している。

2 コミュニティ・スクールの充実と発展

(1) コミュニティ・スクール委員会の設置経過

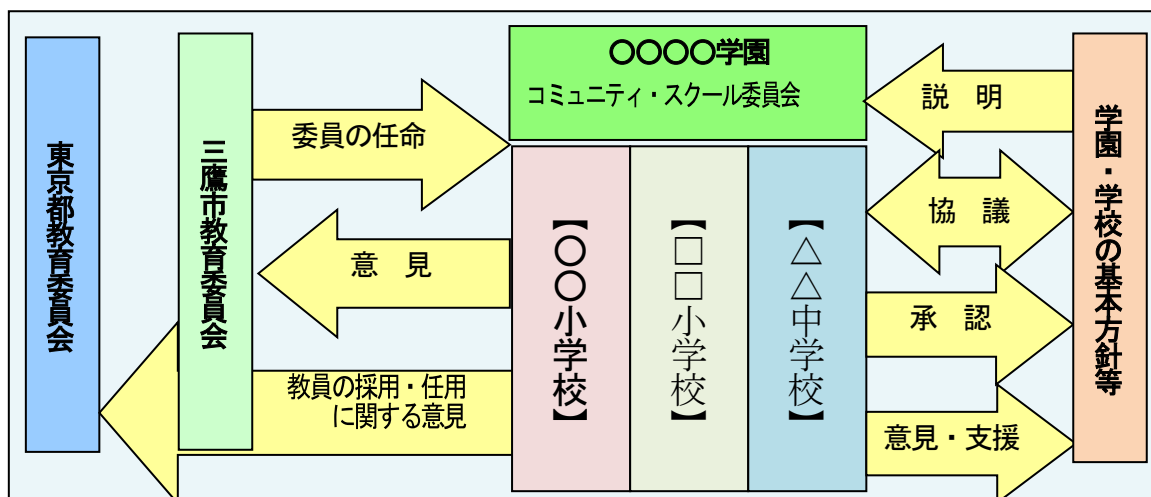
三鷹市では、平成 18 年に策定した三鷹市教育ビジョンに基づき、「自律した学校」「地域と共に創る学校」を実現するため、学校と保護者・地域のつながりをより一層深め、地域住民が学校運営に積極的に参画する「コミュニティ・スクール」の取り組みを進めてきた。

20 年度には、市内の市立小・中学校全 22 校が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する「学校運営協議会」を設置するコミュニティ・スクールとなった。「学校運営協議会」は、校長が作成した学校運営の基本的な方針等を承認すること、教員等の人事に関する意見を述べるなど法的な権限と責任を有している。

三鷹市においては、学校ごとに設置する「学校運営協議会」を、小・中一貫教育校として構成される学園に設置した「コミュニティ・スクール委員会」と兼ねて、委員の構成を同一とすることで「学校運営協議会」として学園及び学校の運営について法的な権限と責任に基づいて協議し、意見を述べるようにするとともに、学園全体の運営について統一的に協議することができる仕組みを構築してきた。

29 年 4 月 1 日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、学校運営協議会に関する規定が改正され、「二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。」とされたことから、法制度の改正を生かして、30 年 4 月から「コミュニティ・スクール委員会」を法律に基づく学園単位の「学校運営協議会」として位置付けを一本化し、より一体感のある学園運営の推進を図っている。

◆コミュニティ・スクールの仕組み



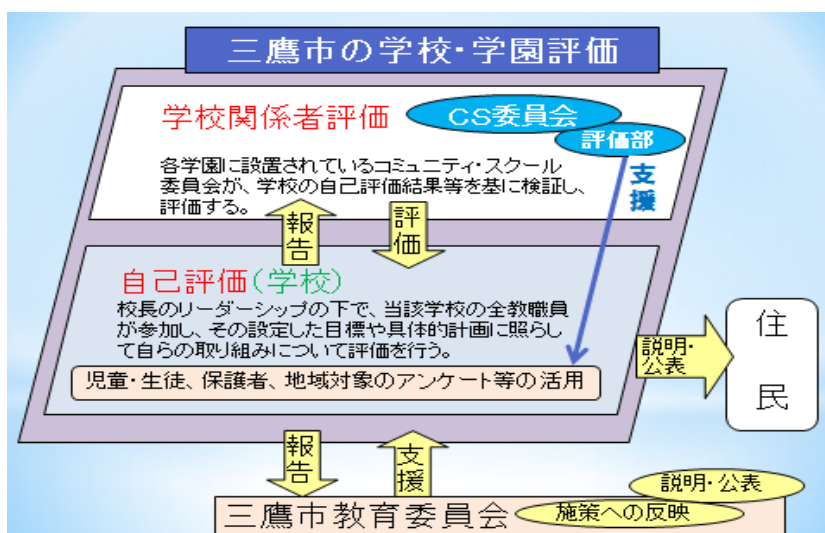
(2) 学校評価・学園評価の充実

平成 18 年 12 月に策定された三鷹市教育ビジョンや 19 年 6 月の学校教育法改正において学校評価の実施とそれに基づく改善及び学校の情報の積極的な提供が規定されたことなども踏まえ、20 年度に、三鷹市公立学校の管理運営に関する規則に学校評価の自己評価と学校関係者評価の実施、公表、設置者への報告について、明確に規定した。三鷹市教育ビジョン 2022（第 2 次改定）においても、施策 10「学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進」（最重点施策）の中で「学校評価・学園評価の充実」を掲げている。

学校・学園評価は、学校による自己評価とコミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価（下図）として毎年度実施し、学校の自己評価結果等を受けて、コミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価により、各学校・学園運営、教育活動等の成果や、課題と改善策、各課題解決のための創意工夫、改善策の有効性等を検証し、児童・生徒の声や地域・保護者の意向を十分に反映させた、継続的な学園・学校の改善につなげられるよう、学校と地域が協働したPDCAサイクルの確立を図っている。

コミュニティ・スクール委員会による各学園の評価・検証の結果は、「三鷹市立小・中一貫教育校 全7学園の評価・検証報告」として取りまとめ、学園ごとに（１）コミュニティ・スクールの運営、（２）小・中一貫教育校としての教育活動、（３）確かな学力、（４）豊かな人間性、（５）健康・体力、（６）特色ある教育活動、（７）学校教育の質の維持向上を目指した学校の働き方改革の7項目についての成果と課題を市のホームページで公表している。また、各学校の評価検証については各学校のホームページにて公開している。

◆学校・学園評価の仕組み



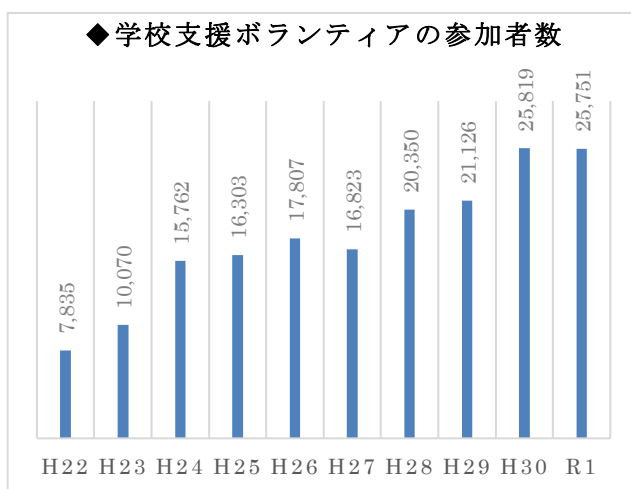
(3) コミュニティ・スクール委員会の教育活動への参画

コミュニティ・スクール委員会は、学園及び学校の運営に関して一定の権限をもつ協議機関として、熟議等を通して、保護者や地域の意向が学校運営により一層反映されるように学園のアクションプランや防災教育の計画等の作成及び実践を学校とともにやっている。

教育ボランティア組織を統括するコミュニティ・スクール委員会の担当部会等では、学校支援ボランティアの事務局的な機能を担っており、地域の人財を確保し、学校支援への参画を推進することで、地域や保護者と協働して行う学習指導等の充実を図っている。

学校支援ボランティアの活動内容は、授業補助、学習支援、学校行事、環境整備、安全見守り、地域活動など多岐にわたっている。ボランティアの人数も年々増加しており、令和元年度は延べ

◆学校支援ボランティアの参加者数



25,751 人となり、10 年間でボランティアとして活躍される方は約3倍となっている（※前ページ右下のグラフ参照。なお、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の影響により前年度比微減）。

また、学園やコミュニティ・スクール委員会の取り組みについての保護者や地域の理解を深めるため、コミュニティ・スクールガイドやコミュニティ・スクールだより、学園ホームページ等により、積極的に情報を発信し、広報活動の充実を図っている。令和2年度には、全学園で学園（コミュニティ）カレンダーをコミュニティ・スクール委員会と協働して作成し、情報発信の新たなツールとしていくとともに、カレンダーの作成や活用のプロセス自体を、学校と、地域の様々な団体・人財等社会資源とのつながりづくりの仕組みとして活用し、学校を核としたコミュニティづくりに向けた取り組みとしていく。

(4) スクール・コミュニティ推進員の配置

平成30年度から学校と地域をつなぐコーディネートを中心とする「コミュニティ・スクール推進員（社会教育法9条に規定する地域学校協働活動推進員）」を三鷹中央学園、鷹南学園、おおさわ学園に配置した。令和元年度は、にしみたか学園、東三鷹学園にも配置し、学校と学校支援ボランティアとの調整機能をさらに強化し、教育活動への地域の幅広い支援を持続的に得ることを可能にするとともに、コミュニティ・スクールとしての事務局的な機能の充実を図った。

地域の学校支援活動への参加促進を通じた教育活動への参画活性化と、スクール・コミュニティ（学校を核としたコミュニティづくり）の創出に向け、令和2年度から「コミュニティ・スクール推進員」の名称を「スクール・コミュニティ推進員」に改め、連雀学園、三鷹の森学園に拡充配置し、全学園配置とした。スクール・コミュニティ推進員は、①学校と学校支援ボランティアとの連絡及び調整、②学校支援ボランティア活動に係る育成や情報提供、③コミュニティ・スクール委員会の支援に関する部会との連絡及び調整、④コミュニティ・スクール委員会の運営支援に関することなどを担う。

また、推進員のリーダー的存在としての統括スクール・コミュニティ推進員を配置しており、推進員の活動への支援等、支援体制の強化・充実を図っていく。

(5) 学校支援者養成講座等の実施

三鷹ネットワーク大学と連携した「学校支援者養成講座」（コミュニティ・スクール委員対象講座、学校で開催する教育ボランティア対象講座）等を実施し、地域人財の育成と協働の推進を図っている。

コミュニティ・スクール委員対象講座では、全学園がそれぞれ次の10年に向かって歩みだす節目の年であった令和元年度は、持続可能な「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の発展に向けて、情報共有を行う場として開催した。第一部では教育長による三鷹の教育の方向性についての講演、第二部は、連雀学園、東三鷹学園、おおさわ学園の活動報告を行い、意見交換をする中で、それぞれの学園の活動をさらに充実させていくための契機となった。

教育ボランティア対象講座は、学園単位で開催し、人財発掘と養成に努めている。令和元年度は「実践編」として、主に教育ボランティア経験者を対象に、子どもと関わることの魅力と難しさ、学習支援の実践や防災教育の具体的な事例等を学んだ（新型コロナウイルス感染症の影響で、7学園中5学園の開催）。

◆学園の教育目標(令和2年度)

連雀学園
地域に根ざし、たくましく現代に生き、進んで未来を創造し、社会に貢献する心身ともに健康な児童・生徒を育成する。 ○学び続ける人 ○共に生きる人 ○心と体を鍛える人
にしみたか学園
地域に根ざし、自らの生き方を主体的に切り拓き、創造性あふれ、国際色豊かな児童・生徒の育成を目指す。 ○学び続ける人 ○共に生きる人 ○たくましく伸びゆく人
三鷹の森学園
幅広い知識と教養、真理を求める態度、豊かな情操、健全な心身など全人格的に調和のとれた人間力の育成を目指すとともに、情報化、グローバル化等のさらなる進展を踏まえて、次の4つの資質・能力の育成を通じて小・中一貫教育を実現する。 ア 社会の変化に対応し、自ら学び、知識・技能等を主体的に更新する力 イ 自ら問題を発見し、筋道立てて考えたり、試行錯誤したりしながら問題を解決する力 ウ 多様な人々との対話や協働を通じて、新たな価値やよりよい社会を創造していく力 エ 困難な場面に直面しても、ねばり強くかつ柔軟な発想で人生を切り拓いていく力
三鷹中央学園
地域や自他を愛し、自らの未来を主体的に切り拓く、自立した児童・生徒を育成する。 ○すすんで学ぶ人 ○感謝と思いやりの心をもつ人 ○たくましい心と体をもつ人 ○地域・社会に貢献する人
鷹南学園
先人の築いた歴史に思いをはせて地域に根ざし、夢と希望をもち、ともに学び、未来を切り拓き、国際社会を担う主体的で創造力あふれる児童・生徒を育てる。 ○自ら心身の健康を保ち、進んで行動する人 ○自ら課題を見つけ学び、考え、解決する人 ○自分や相手を大切にし、優しさを広げる人 ○地域の一員としての自覚をもち、国際社会に目を向ける人
東三鷹学園
豊かな心をもち、地域とともに生き、人間力・社会力にあふれ、国際社会に貢献する児童・生徒の育成を目指す。 ア 学力をはぐくむ学園 ○基礎的な学力をもつ子ども ○学び続ける意欲をもつ子ども イ 人間力をはぐくむ学園 ○心豊かでたくましい子ども ○主体的に判断し行動する子ども ウ 社会力をはぐくむ学園 ○コミュニケーション力をもつ子ども ○人や環境を大切にする子ども
おおさわ学園
地域を愛し、自らの夢に向かって主体的に学び、心身ともにたくましい、国際性豊かな児童生徒を育成する。 ○学び続ける人 ○心身ともにたくましい人 ○心豊かで共に生きる人

◆学校の教育目標(令和2年度)

◇小 学 校

第一小学校
国際社会における豊かな人間関係をめざし、生涯にわたる学習の基礎・基本を身に付けた子どもを育てる。 ○ゆたかな心をもつ子ども ○すすんで学ぶ子ども ○健康でたくましい子ども
第二小学校
平和的・民主的な社会をつくりあげていく自主的態度をもち、たくましく創造性に富んだ情操豊かな人間を育成する。 そのために、以下の「めざす児童像」を掲げ、教育活動全体を通して達成を図る。 ◎考える子 ○思いやりのある子 ○健康な子 「考える子」の育成を重点とする。
第三小学校
人権尊重の精神に基づき、豊かな人間性と確かな学力を育てるとともに、地域を愛し、たくましい心と体をもつ児童の育成を図る。 ◎輝くひとみ（意欲的に学び、実践する児童） ○優しい笑顔（思いやりのある児童） ○すこやかな体（心も体も元気な児童） ○つながる心（地域を愛する児童）
第四小学校
豊かな心をもち、社会の変化に主体的に対応できる能力を育てるとともに、世界に目を向け、共にきたえ高め合う子を育成する。 ○ひとみキラキラ（挑戦する子） ○こころワクワク（楽しく学ぶ子） ○ひとにニコニコ（思いやりのある子） ○からだグングン（体をきたえる子）
第五小学校
心身ともに健康で、互いに協調しながら、国際社会をたくましく生きる児童を育成する。 つよく（進んで心と体をきたえる） やさしく（思いやりの心をもち、互いに認め合う） ◎かんがえふかく（自ら学び、考え、行動する）
第六小学校
○思いやりのある子ども ○考える子ども ◎健康な子ども
第七小学校
豊かな心をもち、たくましく生きる人間をめざす。 ◎かんがえる子 ・やさしい子 ・つよい子 ・つながる子

大沢台小学校
夢 学び 心 ― 生き生き すこやかに ―
高山小学校
◎考える子ども（知育）（社会の変化に対応し、自ら学び、知識・技能等を主体的に更新する力を育成する） ◎心豊かな子ども（徳育）（多様な人々との対話や協働を通じて、新たな価値、社会を創造する力を育成する） ◎じょうぶな子ども（体育）（困難な場面に直面しても、ねばり強くかつ柔軟な発想で人生を切り拓いていく力を育成する） ◎実行する子ども（才育）（自ら問題を発見し、筋道立てて考えたり、試行錯誤したりしながら問題を解決する力を育成する）
南浦小学校
○すぐれた知性と豊かな人間性を備えた心身ともに健康な児童を育てる 一 ◎よく学ぶ子ども 一よく遊ぶ子ども 一よく働く子ども
中原小学校
○健康でたくましい子 ○自分で考える子 ◎思いやりのある子 ○よく働く子
北野小学校
豊かな心を持ち、たくましく生きる児童に育てる ○考える子ども ○健康な子ども ○思いやりのある子ども
井口小学校
地域に根ざし、自らの生き方を主体的に切り拓き、創造性にあふれ、国際色豊かな児童の育成を目指す。 〈心豊かでたくましい子どもを育てる〉 輝く笑顔（やさしく思いやりがあり、自己実現できる子） やりぬく強さ（粘り強く取り組み、心身ともに健康な子） ◎進んで学ぶ（自ら考え、進んで行動する意欲的な子） 井口の子
東台小学校
◎よく考える子ども（汎用性のある知識・技能の習得 思考力・判断力・表現力 学びに向かう力等の知力の育成） ○健康な子ども（メタ認知力、主体性、自己肯定感、心身の健康を保持増進する力等の体力の育成） ○思いやりのある子ども（規範意識、相互理解力、親切心、礼儀、勤労、かかわりをもって行動する力等の徳力の育成）
羽沢小学校
◎すすんで学ぶ子 ○思いやりのある子 ○元気な子

◇ 中 学 校

第一中学校
たくましく現代に生き、進んで未来社会を創造する心身共に健康な人を育成する。 健康で心豊かな人間になるために ◎考える人、思いやりのある人、助け合う人 ◎成しとげる人 特に「考える人」「成しとげる人」の育成を重点とする。
第二中学校
学習指導要領の趣旨及び学園の教育目標を踏まえ、生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、次の教育目標を定め、実践する。 時代を担う人間の育成をめざす ○真 真の知恵 ○善 善い行い ○美 美しい心
第三中学校
社会の変化に主体的に対応し、豊かな心を持ち、心身ともに健全でたくましく生きる力を育成する。 ◎人を大切に ○時間を大切に ○物を大切に
第四中学校
明るく平和な文化国家の担い手として、誇りと責任を自覚し、世界に活躍する日本人を育成する。 ◎考える人 ○心豊かな人 ○たくましい人 ○思いやりのある人 ○公共につくす人
第五中学校
平和的な国際社会の実現に貢献できる人間の基礎を育てるとともに、自ら主体的にたくましく生き抜く生徒を育成する。 一、進んで考える人 一、情操豊かな人 一、心身ともに健康な人
第六中学校
新しい時代を築く個性豊かな実践力のある人間の育成を目指す ○豊かな心 ○考える力 ○健康な体
第七中学校
国際社会において信頼と尊敬の得られる日本人を育成する。 1. よく考え進んで学ぶ生徒 2. 自ら心と体を鍛える生徒 3. よく協力し、他を思いやる生徒 4. 地域に進んで奉仕する生徒

3 三鷹「学び」のスタンダード

平成 26 年 3 月に児童・生徒の学力向上を図るための取り組み指針として、「三鷹『学び』のスタンダード」を策定し、リーフレットとして市立小・中学校の全保護者、PTA、コミュニティ・スクール委員会に配布した。基礎的・基本的な知識・技能の定着に向けて、国や都の学力調査、体力・運動能力調査等の結果を活用し、学校の取り組みの充実を図るとともに、児童・生徒の望ましい生活習慣や学習習慣の定着及び教員と児童・生徒との双方向型の授業づくりや児童・生徒が主体的・協働的に課題解決に取り組む学習を推進することがねらいである。

各学園では、この「三鷹『学び』のスタンダード」を基に、さらに保護者や地域住民等と協議を行いながら、各学園の課題を踏まえた独自の実践を盛り込み、学園のスタンダードを策定し、学校、家庭、地域協働による児童・生徒の確かな学力の育成に取り組んでいる。

1 「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)

授業を通して児童・生徒に身に付けさせる 6 つの「学習習慣」とそれに対応した指導アイデア例を示している。学校は指導アイデア例を参考に、授業の充実と子どもたちの学力向上に取り組んでいる。

①先生の話集中して聞き、大事だと思ったことは、黒板に書かれてなくてもノートに書く。	④分からないことはそのままにせず、自分でも調べたり考えたりする。
②授業中に自分の考えを述べたり、他者の発言を集中して聞いたりする。	⑤家庭学習は、いつ・何を・どんな方法で勉強するのか、自分自身で決めて取り組む。
③考えたり調べたりしたことを文章にまとめる。	⑥学習内容の要点を自分自身で考えながら学習に取り組む。

2 「三鷹『学び』のスタンダード」(家庭版)

学力調査の結果から明らかになった、学力と関連のある生活習慣・学習習慣を子どもたちに身に付けさせるために、「生活リズムを整える」、「人との関わりを豊かにする」、「学ぶ姿勢をつくる」の 3 つの視点から、家庭でできる 8 つの実践を示している。

I 生活リズムを整える	① 決まった時間に就寝・起床させましょう
II 人との関わりを豊かにする	② 毎日朝食をとる習慣をつけましょう
	③ 毎日きちんとあいさつを交わしましょう
	④ 会話を大切にしましょう
III 学ぶ姿勢をつくる	⑤ 学習時間を確保しましょう
	⑥ 学校で使ったプリントやテストを活用しましょう
	⑦ 本に親しむ習慣をつけましょう
	⑧ 携帯電話、ゲーム、テレビの利用ルールを決めましょう

三鷹中央学園パワーアップアクションプラン			
三鷹中央学園 「目指す学園生像」	学校での取組	子どもへの取組	家庭での取組
すすんで学ぶ人 確かな学力を身につける	1. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 2. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 3. 授業中の発言や質問を積極的に行う。	1. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 2. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 3. 授業中の発言や質問を積極的に行う。	1. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 2. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 3. 授業中の発言や質問を積極的に行う。
感謝と思いやり の心をもつ人 豊かな人間関係を築く	1. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 2. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 3. 授業中の発言や質問を積極的に行う。	1. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 2. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 3. 授業中の発言や質問を積極的に行う。	1. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 2. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 3. 授業中の発言や質問を積極的に行う。
たくましい心と 体をもつ人 心身の健康を大切にする	1. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 2. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 3. 授業中の発言や質問を積極的に行う。	1. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 2. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 3. 授業中の発言や質問を積極的に行う。	1. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 2. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 3. 授業中の発言や質問を積極的に行う。
地域・社会に 貢献する人 地域貢献活動に参加する	1. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 2. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 3. 授業中の発言や質問を積極的に行う。	1. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 2. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 3. 授業中の発言や質問を積極的に行う。	1. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 2. 授業中の発言や質問を積極的に行う。 3. 授業中の発言や質問を積極的に行う。

←【三鷹中央学園パワーアップアクションプラン】

学園が目指す学園生像をもとに、「学校での取組」、「子どもへの取組」、「家庭での取組」を示し、協働による取組を推進している。

4 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

新学習指導要領に準拠した「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づき、9年間の義務教育における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導を図る中で、知・徳・体の関連に配慮しながら、様々な教育活動を充実させ、「人間力」、「社会力」の一層の育成に努める。

個別最適化された学びの実現に向け、学力等調査を経年で実施し、分析結果を基に児童・生徒一人ひとりの学力を伸ばすとともに、教員の指導力の向上を図っていく。また、ICTを活用した授業を充実させることで、いつでもどこでも個別最適化された学びの提供を可能とする。

地域人財の参画による教育活動等の支援やみとか地域未来塾事業の充実など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進しながら、学習習慣の定着と基礎学力の向上を図る。

「特別の教科 道徳」を適正に実施するため、「考え、議論する」学習活動の充実を図るとともに、市内のこれまでの研究成果を活用した授業改善や道徳教育推進委員会による効果的指導及び適正な評価方法に関する研究成果を市内全校で共有し、児童・生徒の豊かな心を育てる。

体力・運動能力調査等の結果を活用した学校の取り組みの充実・改善を図るとともに、オリンピック・パラリンピック教育等を展開するなか、一人ひとりの体力の向上を図るための授業改善を進める。

1 確かな学力の育成

(1) 「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の推進

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」や「カリキュラムマネジメント」の視点を取り入れ改訂した「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づき、全校の教員が、9年間を見通した学びの連続性と系統性を意識し、発達段階に応じた学習のねらいの明確化・重点化を意識した指導を行うことにより、児童・生徒一人ひとりに、学習内容の定着を確実に図る丁寧な指導を徹底している。

また、兼務発令による小・中学校間での相互乗り入れ授業を時間割に位置付け、年間を通じ実施することにより、9年間を見通した連続性と系統性のある指導を行っている。

※詳細については「2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展」の項（6ページ）を参照

(2) 「東京方式 ガイドライン」に則った習熟度別指導の推進

「東京方式 ガイドライン」に則り、学習集団のサイズや習熟の程度に応じた指導のメリットを最大限に生かした授業を実施する。特に教科の特性として学習の習熟に差が出やすい算数・数学については小学校中学年以上で習熟の程度に応じた学習集団による指導を徹底している。

(3) 新学習指導要領に対応した外国語（英語）教育の推進

平成30年度から東京都での先行実施、令和2年度から全面実施となった小学校高学年（第5・6学年）の教科外国語（英語）及び中学年（第3・4学年）の外国語（英語）活動については、小学校高学年は年間70時間、中学年は35時間実施する。小学校低学年（第1・2学年）においても学校裁量で活用できる時間の中で年間15時間以上実施する。

新学習指導要領の実施に伴い、小学校教員の指導力向上を図るため、研修の充実を図るとともに、中学校英語科教員の専門的な指導の共有や、指導教諭の活用を図りながら、乗り入れ授業や、学園研究、校内研究、学園版の小・中一貫カリキュラムづくりを通して、学園として系統的な指導を実施している。

29年度から、市内全小学校に英語教育推進リーダー[※]による外国語活動の授業についての巡回指導を行い、教員の実態に合った指導・助言を通して、市内教員の英語指導力の向上に努めるとともに、令和元年度には小学校3校に英語科専科教員を配置し、英語指導の充実を図った。また、

全市でスピーキング能力を含めたパフォーマンステストを実施し、児童が自信をもって英語に取り組めるよう指導の充実を図っている。2年度は、指導教諭の授業を参観したり、助言を得たりしながら、引き続き指導力の向上を図る（「5 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供」（21 ページ）も参照）。

※英語教育推進リーダー：「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（平成 25 年 12 月文部科学省）に基づき、英語教育推進リーダーを養成するための中央研修修了者を指す。修了後、研修指導者として、各地で中核となる小学校教員や中・高等学校の外国語（英語）担当教員の研修や授業・評価の改善のための指導・助言を行う。

(4) 論理的な思考を身に付けるプログラミング教育の小学校全校への展開

新学習指導要領において、小学校で必修となったプログラミング教育については、プログラミング教育推進校（第一小学校）における論理的な思考を身に付ける授業や体験的なプログラミング授業等の実践研究及びその成果の共有を行ってきた。新学習指導要領が全面実施となる令和 2 年度においては、これまでの取り組みの成果等を活用して小学校全校で展開する。

(5) 学力・学習状況の把握と学習指導の改善

令和 2 年度より、小学校 4 年生から中学校 3 年生までを対象とした市独自の学力・学習状況調査を実施する（小学校 4 年生から中学校 1 年生まで算数・国語、中学校 2・3 年生は、数学・国語・英語）。この調査により、児童・生徒の学力の伸びを経年で把握・分析し、結果を踏まえ学力向上に向けた指導を実施する。

各学校においては、東京都教育委員会及び文部科学省が実施したこれまでの学力・学習状況調査（令和 2 年度は中止）に加え、上記の市独自の学力・学習状況調査の結果も活用して、より実効性と具体性の高い「授業改善推進プラン」を作成し、PDCA サイクルに基づく学習指導の改善を図るとともに、小・中一貫カリキュラムや、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）も活用することにより、学習指導の改善を図っていく。

「授業改善推進プラン」は、保護者、地域に公開することで自校の課題と課題解決の方策を共有し、保護者や市民の理解と協力を得られるよう努めている。

(6) 個別最適化された学びの実現に向けた取り組みの推進

令和 2 年度から実施する市独自の学力・学習状況調査（上記(5)）の分析において経年で個人の学力状況を把握し、児童・生徒一人ひとりに応じたよりきめ細やかな指導により、児童・生徒一人ひとりの学力を確実に伸ばす。

また、新型コロナウイルス感染拡大のための臨時休校等により影響を受けた学習内容について ICT を活用した指導の充実を図り、児童・生徒に一人一台のタブレット端末を使用できる環境を構築し※、いつでもどこでも個別に最適で効果的な学びを実現させるとともに、「三鷹 GIGA（ギガ）スクール構想研究推進事業」において、教員による効果的な指導方法や児童・生徒の効果的な学習方法について、研究及び研修を行う。

※「18 ICT を活用した魅力ある教育環境の整備と利活用」の項（51 ページ）も参照

(7) みたか地域未来塾の拡充と地域人財の参画による学力向上

「みたか地域未来塾」では、大学生や地域住民などの地域人財の参画により、放課後の教室において教育活動等の支援を行うなど、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組むとともに、小・中学生の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図っている。

平成 28 年度から段階的に拡充を図り、令和元年度から、市内全 7 学園 22 校において実施している。今後さらに取り組み内容を改善し、児童・生徒の基礎学力の向上と学習習慣の定着を図る。

また、コミュニティ・スクール委員会と連携し、教育委員会配置の学生教育ボランティアとともに、地域人財・保護者の支援を積極的に授業や補習教室等に取り入れ、「三鷹『学び』のスタンダード」（家庭版）の保護者への周知を広く行うなど、学校・家庭・地域協働による学力向上を推進する。



▲みたか地域未来塾の様子（第七中学校）

	実施校	参加実績 (延べ人数)
平成 28 年度	鷹南学園（中原小学校、東台小学校、第五中学校） おおさわ学園（大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校）	843 人
平成 29 年度	鷹南学園（中原小学校、東台小学校、第五中学校） おおさわ学園（大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校） 三鷹中央学園（第三小学校、第七小学校、第四中学校）	4, 452 人
平成 30 年度	鷹南学園（中原小学校、東台小学校、第五中学校） おおさわ学園（大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校） 三鷹中央学園（第三小学校、第七小学校、第四中学校） にしみたか学園（第二小学校、井口小学校、第二中学校） 東三鷹学園（第一小学校、北野小学校、第六中学校）	6, 240 人
令和元年度	全 7 学園 22 校	8, 668 人

2 豊かな心の育成

(1) 「特別の教科 道徳」の推進

平成 30 年度から小学校で、令和元年度から中学校で、教科書を使用した「特別の教科 道徳」を実施している。三鷹市の全ての公立小・中学校では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「考え、議論する道徳」の実践に取り組むことにより、子ども達の道徳的判断力や、心情、実践意欲と態度を育成している。

教育委員会では、28 年度に「道徳教育推進委員会」を設置し、「道徳科」の趣旨を踏まえた指導計画や指導方法・評価の在り方について検討を進め、その成果を各学校で共有している。

また、全ての小・中学校で「道徳授業地区公開講座」を実施し、道徳の授業を公開するとともに、今日的な子どもの諸課題に即した意見交換会を通して、学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図っている。

(2) 情報モラル教育の推進

インターネットの過度の利用による「インターネット依存」及びSNSの不適切使用による個人情報流出、誹謗・中傷、インターネットを介した詐欺行為及び出会い系サイト等に関わる被害など、様々なインターネット被害を未然に防止する観点から、小・中学校9年間を通じて、インターネット・情報機器の適切な使い方や情報モラルを身に付けるための「小・中一貫カリキュラム（ICT教育）」に基づく指導を行っている。

また、各家庭に対しても携帯電話やスマートフォン等の適切な使い方を子どもたちに身に付けさせるために、保護者を対象としたリーフレット「ネット社会を生きる力を育むために」（三鷹市教育委員会）、「SNS東京ルール」（東京都教育委員会）等を提供し、家庭でのルールづくりの支援を行っている。

現在、生活指導主任会においても小・中学校の教員がインターネットトラブルの実態の共有及び防止策を共有するとともに、各学校や学園においても、リーフレットを活用した子ども熟議や、三鷹市消費者活動センター等の外部機関と連携した出前授業、保護者対象の講演会・意見交換会など、各学校や学園の創意・工夫ある取り組みが進められている。



▲SNSルールについて小・中学生が意見を出し合う子ども熟議（連雀学園）の様子

(3) 人権教育の推進

ア 全教育活動を通じた人権教育の推進

全ての教育活動を通じて、「人権教育プログラム（学校教育編）」（東京都教育委員会）を活用し、児童・生徒の発達段階に応じた人権を尊重する教育の充実を図っている。

また、各学校における児童虐待の予防及び早期発見について、関係諸機関と連携を図るとともに、保護者等に対して啓発と支援を行っている。

平成29・30年度東京都人権尊重教育推進校（中原小学校）の取り組みを基に、全小・中学校において、人権教育推進上の諸課題への系統的・組織的取り組み及び人権教育プログラムを活用した人権教育を推進する。



▲東京都人権尊重教育推進校（中原小学校）における人権教育の授業の様子

◆ 重点項目

- 「児童の権利に関する条約」、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨に基づいた教育活動の充実
- 男女平等観に立った教育の推進
- 人権教育に関わる年間指導計画の作成と活用
- 児童虐待、いじめの防止への適切な対応についての教職員の研修及び保護者等への啓発と支援

イ 人権教育推進委員会

教育委員会は、地域・学校の実態に即し、人権教育推進上の課題の解決や教育内容・方法の

充実を図る研究・協議を行うために、市立小・中学校の校長、副校長及び各校の人権教育担当教員により構成された人権教育推進委員会を設置し、人権教育の推進を図っている。

◆ 活動内容

- ・ 「人権教育プログラム（学校教育編）」の周知・活用
- ・ 三鷹市及び各学校の人権教育推進に関する実態と課題の把握
- ・ 人権教育の推進・啓発の内容と方法に関する研究及び協議
- ・ 人権課題に関わる授業の実践
- ・ 人権尊重教育推進校の研究成果の活用を図る方策の検討
- ・ フィールドワーク等による人権教育に関わる研修等

ウ 児童虐待、いじめ防止への対応

【児童虐待防止】

「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨に基づき、各学校における児童虐待の予防及び早期発見、適切な通告を含めた早期対応のために、同法律の理解を一層深め、関係機関との連携を強化していくことが大切である。

そのために、各学校において「児童虐待防止研修セット」（平成23年8月東京都教育委員会）等を活用し、児童虐待の早期発見と適切な対応にかかわる教員研修を実施するとともに、校長会、副校長会、生活指導主任会をはじめ、様々な機会を通じて、児童虐待の早期発見と適切な対応に関する校内の組織の活性化等について指導・助言を行っている。

【いじめ防止】

※「6 生活指導の充実・いじめ防止対策の推進」の項（25ページ）を参照

3 健やかな体の育成

(1) 体力調査を基にした各校の課題に応じた取り組みの推進

東京都教育委員会及び文部科学省が実施する体力・運動能力調査や運動習慣調査等の結果を分析して自校の課題を明らかにし、課題の改善に向けた体力・運動能力向上のための日常的な取り組みとして「一校一取組」（小・中学校）「一学級一実践」（小学校）運動を具体的に設定し、年間を通して実施している。

令和元年度の東京都の体力調査結果の合計点において、小学校男子は6学年中4つの学年（平成30年度は3つの学年）、女子は2つの学年（30年度は1つの学年）が東京都の平均を上回り、中学校男子は3学年中2つの学年（30年度は3つの学年）、女子は1つの学年（30年度は3つの学年）が東京都の平均を上回った。今後も、中学校体育教員の専門性を活かし、小学校における乗り入れ授業や教員研修を行い、小学校における効果的な指導を推進することで児童・生徒の体力向上を図る。

また、各校の教員によるオリンピック・パラリンピック教育推進委員会を中心に、国や都の情報を適切に発信するとともに、各校の効果的な実践や指導法を共有することで、日常的な指導の充実を図っている。なお、「体育に関わる安全指導検討委員会」作成の「体育行事に関わる安全指導資料」を活用した教員研修を実施し、安全な体育行事に取り組んでいる。

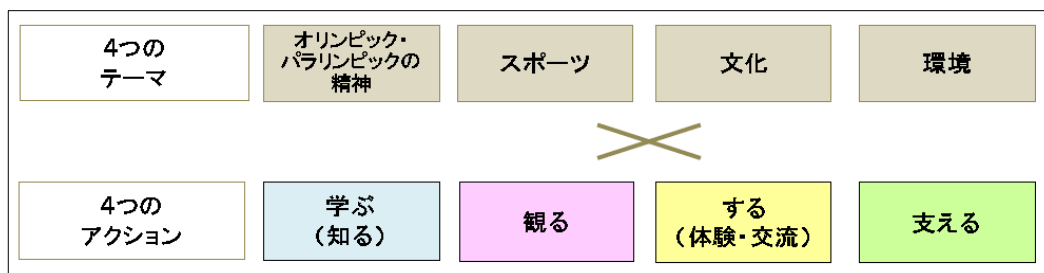
(2) オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催の機会を活かし、全小・中学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進する。各学校では週1回程度、オリンピック・パラリンピック教

育にかかわる多彩な取り組みを継続的に行うことにより、国際理解や伝統・文化理解、スポーツに親しむ態度等を身に付ける。

4つのテーマ「①オリンピック・パラリンピックの精神」、「②スポーツ」、「③文化」、「④環境」と、4つのアクション「①学ぶ（知る）」、「②観る」、「③する（体験・交流）」、「④支える」を組み合わせた多彩な取り組み（「4×4の取組」）を行う。

◆「4×4の取組」



【「オリンピック・パラリンピック教育」実践の視点（例）】

- ア オリンピック・パラリンピックを題材とした教科等の実践
- イ 諸外国の歴史や文化、外国語の学習による国際理解教育
- ウ 運動・スポーツへの興味・関心を高める指導
- エ 体力向上を目指すための体育授業等の改善
- オ 部活動や日常的な運動・スポーツの実践等の充実・推進
- カ 日本の伝統的な礼儀・作法やおもてなしの心などの学習
- キ 国際的なマナー・エチケット、礼儀・作法や習慣などの学習
- ク 地域のスポーツ大会やイベントなどとの関わり
- ケ 外国人留学生などとの交流

オリンピック・パラリンピック教育の一環として、オリンピック・パラリンピック競技や出場国について調べる、オリンピックやパラリンピアンを招いた実技体験や交流会を実施する、伝統芸能・文化の学習を通して日本の伝統・文化にふれる、障がい理解教育や障がい者スポーツの体験・交流を行う、近隣大学の留学生と交流するなど、オリンピック・パラリンピック教育に関わる学校の特性を生かした各学校の取り組みは多彩である。

なお、東京都から平成 31 年度オリンピックアワード校として表彰された南浦小学校の実践を各学校において共有し、市長部局と連携を図りながらオリンピック・パラリンピック教育の一層の推進を図る。

(3) 食育の推進

ア 三鷹市立学校における食育の推進

児童・生徒が望ましい食習慣を身に付けていく上で、食の指導を行うことは極めて重要であり、食育推進体制を整備することが求められていることから、教育委員会では、平成 20 年 2 月に「三鷹市立学校における食育の推進に関する指針」を定め、食に関する指導の推進を図っている。

また、学校給食の充実に向けて、校長、学校栄養職員、PTA代表、保健所職員、教育委員会事務局職員で構成される「三鷹市学校給食運営委員会」を組織し、給食の献立・衛生管理・その他運営方法等に関する検討を行っている。

イ 学校の取り組み

教育委員会は、平成20年度に小・中学校の教員により構成した「食育指導資料作成委員会」を設置し、食育の推進のための「三鷹市食育指導資料」を作成し、学園・学校での活用を進めてきた。

学園では、上記の指針に基づき、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、9年間を見通した系統性を踏まえた指導を行うとともに、学校においては、食育を推進する教員（食育リーダー）を中心として指導体制を整え、家庭科（中学校では、技術・家庭科）、体育（中学校では保健体育科）、特別活動、総合的な学習の時間等に食に関する指導を位置付けている。

各学校において、食事の重要性やバランスのとれた食生活、心身の健康等について学習するとともに、学校農園での栽培活動や自然教室を生かした農業体験、市内産野菜の学校給食への積極的な活用、オリンピック・パラリンピックをテーマとした学校給食、東京むさし農業協同組合による食育の授業、栄養士による講話等、特色ある取り組みを進めている。



▲東京むさし農業協同組合による食育の授業の様子

◆「食育」指導の目標

- | | | |
|-----|---|---|
| 小学校 | { | 1 毎日朝食をとる。
2 主食・主菜・副菜など栄養のバランスのとれた食事をする。
3 みんなと楽しく食事をする。 |
| 中学校 | { | 1 食生活における自己管理能力を高める。
2 生徒自身が自分の食生活に関して問題意識をもち、問題解決するための目的行動へ結び付ける。 |

◆ 学校農園

土づくり、種蒔きから収穫までの一連の作業を通して、働くことの喜びや自然とのふれあいなどを体験する場として、農家の人々及び東京むさし農業協同組合の協力を得て、小学校に学校農園を整備している。

本事業は、平成4年度に開始し、現在では14校で実施している。土とふれあうことにより、収穫の喜びや感動を体得し、心豊かな児童の育成を図ること、また、農園主の人々の実地指導を受けることにより学校や地域との連携を図ることを目的としている。

なお、食育を効果的に展開するため、各校の食育リーダーを中心として、給食便りによる広報、給食試食会の実施、東京むさし農業協同組合による食育カレンダーコンクールへの参加などを通じて、食の重要性やバランスのとれた食生活について意識の共有化を図り、学校・家庭・地域協働による食育を推進している。

5 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供

1 生き方・キャリア・アントレプレナーシップ教育、進路指導と体験交流活動の充実

(1) 生き方・キャリア・アントレプレナーシップ教育の充実

三鷹市の学校教育では、「人間力」・「社会力」を身に付けさせるために、多様な学習機会を提供している。小・中一貫カリキュラム（キャリア教育）に基づく望ましい勤労観・職業観を育む生き方・キャリア教育や進路指導を地域の教育力を生かしながら推進している。

特にキャリア・アントレプレナーシップ教育※を、地域の伝統や文化に触れ、我が国と郷土三鷹に対する愛着や誇りをはぐくむ「三鷹地域学習」とともに、小・中一貫カリキュラムに位置付けて取り組みを進めている。

児童・生徒が主体的・協働的に問題解決に取り組む学習を通じて、多様な大人とのかかわりながら、自分の将来に向けたキャリア形成能力を高め、創造性と自主・自律の精神、チャレンジ精神に富んだ児童・生徒を育成して、地域を愛し、勤労を重んじ、将来地域に貢献できる人間を育成する。その一環として、三鷹市の事業所を中心に、小学校における仕事調べや、施設見学、中学校2学年対象の職場体験（3日間）、地域の方から様々な職業の話を聞く機会等を設けている。

※キャリア・アントレプレナーシップ教育：チャレンジ精神や創造性を発揮しながら、新しい価値と社会を創造していこうとする起業家もつような意欲と能力を養うアントレプレナーシップ教育に、勤労観・職業観とともに自己の個性を理解し、主体的に将来を選択していく態度をはぐくむキャリア教育の要素をあわせて実施する教育のこと。

(2) 進路指導の充実

三鷹市の事業所等における職場体験等の実施や、高等学校等訪問や体験授業、様々な職業の話を聞く機会、中学校進路指導主任・小学校キャリア教育担当者会による学校間の連携や研修を通し、望ましい勤労観・職業観を育む生き方・キャリア教育、進路指導を推進している。児童・生徒に、新しい価値と社会を創造する意欲と能力を養い、主体的に将来を選択していく態度を育んでいる。

(3) 体験交流活動の充実

児童・生徒の学びの充実を図るため、地域の方々を招いた学習や、校外学習、ボランティア活動等の奉仕活動など様々な活動を通して、異年齢・異世代間の交流活動を推進している。各学園においても行事や学習における小・中学校交流や、「三鷹市川上郷自然の村」を利用した「自然教室」（小学校第6学年。「6 学校行事」の項（24ページ）を参照）などの実施により学園内の小学校による小・小交流を行い、人と自然、社会、文化等との関連について学ぶ機会等の多様な学習機会を設定している。

2 国際理解教育の充実

A L Tを活用した小学校1年生からの外国語（英語）教育の推進

現在小学校では、コミュニケーションに慣れ親しみ、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的として、A L T（外国語指導助手）と担任とのティーム・ティーチングによる外国語活動・外国語を実施するとともに、外国語専科教員による指導の充実も図っている。

中学校では、オーセンティックな外国語運用能力を身に付けることもめざし、小学校で身に付けたコミュニケーション能力の素地を意識した上でA L Tを有効に活用し、英語を実際に用いたコミュニケーション活動を充実させ、スパイラルな学習の充実を図っている。

なお、三鷹市では、中学校は、昭和61年度から全学年の外国語の授業に、小学校は、平成13年度に第5・6学年を対象とした外国語の授業にA L Tの配置を開始し、現在は全学年でA L Tを活

用した授業を実施している。24年度からはALT配置を派遣契約することにより、より綿密な打ち合わせが可能となり、各学校でALTの一層の活用が図られている。

※「4 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実」（15ページ）も参照

3 「郷土教育」に対する愛着や誇りをはぐくむ地域学習の展開

(1) 小・中一貫教育カリキュラム（三鷹地域学習）の活用

小・中一貫教育カリキュラム（三鷹地域学習）を活用し、生活科・社会科・理科及び各教科、総合的な学習の時間、学校行事、特別活動等において、地域の自然・文化財・公共施設等を教材としたり、様々な体験活動を行ったり、地域の人々と一緒に活動したりすることによって、地域の様々な事象に関心をもち、課題を見つけたり、課題解決を図ったりしながら、地域理解・地域愛・地域問題解決力・地域実践力等を身に付ける。主体的・対話的で深い学びを通して、児童・生徒相互に話し合いや討論を行うことで三鷹の課題を多面的・多角的に考える力を育成するとともに、三鷹市の特色やよさに気づき、それらを自分で大切に守り育てようとする我が国と郷土三鷹に対する愛着や誇りをもつ児童・生徒を育成する。令和元年度に各学園の実態に合わせて作成した学園版カリキュラムを活用しながら評価検証する。

三鷹市では、独自に小・中学校それぞれの社会科副読本を作成しており、「三鷹地域学習」に活用している。

(2) 小学校第3学年の市内地域学習や三鷹の森ジブリ美術館見学等の充実

小・中一貫教育カリキュラム「三鷹地域学習」に基づき、小学校第3学年の全児童対象にバスによる社会科見学を行っている。三鷹の森ジブリ美術館、大沢の里水車、国立天文台、星と森と絵本の家、市役所など、三鷹市の特徴である施設について学習し、三鷹市の特色やよさに気づき、それらを自分で大切に守り育てようとする力を育成している。

(3) プロの演奏家による小・中学校での訪問演奏等、芸術的・文化的な学習の充実

三鷹市立小学校における音楽活動の充実と本物のクラシック音楽に親しむ心情を培うために、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団に業務委託し、プロの演奏家による訪問演奏を行っている。中学校においても講師を招き、専門家による和楽器（三味線）指導を行っている。

また、三鷹市芸術文化センターにおいて三鷹市立小学校図画工作展、三鷹市立中学校美術展を開催するとともに、市民センターにおいて小・中学校の書写の展示を行うなど、芸術的・文化的な学習の充実を図っている。

4 科学教育の推進

(1) 小学校第5・6学年を対象とした科学への興味・関心を高める科学発明教室の実施

科学に興味関心を持つこと、科学する心を育てることを目的として、小学校第5・6学年を対象とした科学発明教室を行っている（令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。

(2) 国立天文台望遠鏡キットの整備と活用

令和2年度から、国立天文台が開発した望遠鏡キットを大沢台小学校と羽沢小学校の2校で導入し、天文台があるまち三鷹の特性を生かした体験と学習を進め、理科教育の充実と地域理解の浸透を図る。

6 学 校 行 事

1 自然教室

自然豊かな環境において、学校内での平素の教育活動では十分に成果をあげることのできない体験活動を行うことで、児童・生徒の「生きる力」をはぐくむ。

対象	学年	場所	内容
小学校	第6学年	川上郷自然の村 3泊4日	登山、ハイキング、星空観察、キャンプファイヤー、アドベンチャーラリー、酪農体験等、プログラムは各学校の特色を活かし実施している。原則、学園単位（2校）で行っている。
中学校	第2学年	川上郷自然の村 2泊3日	スキー実習

教育委員会では、実施委員会を設置し、実施前には、交通、宿泊、安全、食事、日程、経費等についての調査検討、情報交換、実地踏査を行い、各学校が自然教室の内容に活かせるようにしている。なお、実施後には、振り返りを行い、改善策を検討し、次年度の内容に反映している。また、平成26年度から27年度にかけて「川上郷自然の村」のあり方を検討する中で、自然教室の教育的効果とそれを実現するための教育活動について検証を行ったところ、人間関係の構築、自然に対する意識の向上等の意義があることに加え、小学校については、小・小連携による2校合同実施を行い、児童が交流することで、円滑な中学校生活への移行につながっていることなどが確認できた。

<新型コロナウイルス感染症への対応>

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校自然教室については、実施時期を春（5～6月）から秋（10～11月）に変更するとともに、宿泊数を3泊4日から2泊3日とし、密を避けるため2校合同から各校単独での実施に変更することとした。中学校自然教室については、実施学年変更（第2学年→第1学年）のための調整として、2学年（第1、2学年）での実施を予定していたが、第2学年のみでの実施とし、密を避けるため宿泊時の部屋数を増やすこととした。また、小・中学校ともに移動時の観光バスの借上げ台数を増やすことでの密の回避を検討している。

2 修学旅行

旅行という生活形態を通じ、環境に即した健康、安全、集団行動、道徳等について、望ましい体験をさせ、実地に見聞することによって学習を一層確実なものにし、更に旅行を通じて教員や学友と寝食を共にすることにより、楽しい思い出をつくり、学校生活を豊かにする等教育効果を高めることを目的とする。

対象は中学校第3学年で、京都・奈良の古都を訪れ、日本の文化遺産に触れることで、文化の継承の大切さを考える。

<新型コロナウイルス感染症への対応>

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、実施時期の変更とともに現地での観光バスの借上げ台数を増やすことで密の回避を検討している。

3 その他の学校行事

(1) 小学校図画・工作展

児童の造形学習に対する関心・意欲の向上を図り、鑑賞を行うことのできる資質の育成に努めるため、市立小学校児童が製作した代表作品を三鷹市芸術文化センターで主に1月に展示している。

(2) 中学校美術展

各校の作品を互いに確かめ合い、交流の機会を与えることにより、よい学習態度や技術の向上を図るため、1～2月に三鷹市芸術文化センターで生徒が製作した代表作品を展示している。

(3) 中学校書初展

日頃の生徒の書初学習成果を発表し、学習の励みとするとともに、保護者・地域等に書初教育への理解を広めることを目的として、1月に市役所本庁舎ホールで実施している。

7 生活指導の充実・いじめ防止対策の推進

1 学園・学校における組織対応力の改善と強化による生活指導の充実

(1) 学園内の共通方針の明確化

生活指導を充実させるためには、生活指導の方針や基準に一貫性をもたせることが必要である。各学園において、義務教育期9年間の児童・生徒の発達段階を考慮した生活指導方針のもと、児童・生徒の状況を小・中学校の教員が共有し、継続的・系統的に一貫性のある生活指導を行っている。

(2) 学園・学校の生活指導体制の整備と強化

小・中学校に生活指導を担当する校務分掌を設置するとともに、学園においても生活指導を担当する分掌を設置し、小・中学校教員による児童・生徒の生活指導にかかわる情報や課題を共有し、一貫した方針のもと継続的・系統的な指導を行っている。

児童・生徒の理解、望ましい人間関係の醸成、協力と奉仕、基本的生活習慣の確立、道徳的実践の指導など、校内での共通理解を深め、指導体制の充実を図っている。

(3) いじめ問題などの問題行動の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

一人ひとりの児童・生徒への理解を深めて、未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、就学前から義務教育修了までをカバーする教育相談体制の改善、充実を図っている。

2 児童・生徒の実態把握に基づく適切な対応

(1) 学校生活に関するアンケート調査や児童・生徒との面談などの積極的な活用

生活指導の充実のためには、児童・生徒の基本的生活習慣や体力、学習習慣や学力、児童・生徒間の人間関係、児童・生徒と家庭・地域との関係など、実態把握が欠かせない。

各学校では、日常的な観察とともに、養護教諭や学校医と連携した健康観察、コミュニティ・スクール委員会との情報共有、保護者会や面談等を通じた児童や家庭の状況把握を行い、ふれあい月間におけるアンケート調査（三鷹市調査：6月、11月、2月）や学校評価にかかわるアンケート調査の結果を活用し、児童・生徒、保護者等を対象に担任やスクールカウンセラーによる面談を実施している。

また、小学校第5学年、中学校第1学年の児童・生徒を対象にスクールカウンセラーによる全員面談を実施しており、児童・生徒の実態を細かく把握するよう努めている。

(2) 日常的な取り組み

各学校においては、良好な児童・生徒及び教職員の信頼関係づくりを基盤に、学園・学校のきまりを徹底し、毎月の生活指導目標に基づく継続的な指導を行うことで、事故や問題行動の未然防止に努めている。問題行動の発生時には、校長のリーダーシップのもと一貫した指導方針に基づき、教職員が一致協力し役割分担を明確にして迅速かつ組織的に対応を行う。

また、長期欠席や新学期に欠席の児童・生徒については、状況調査や観察による実態把握を行うとともに、個人面談や家庭訪問などの迅速かつ適切な対応の徹底を行っている。

(3) 組織的な児童・生徒の実態把握と情報共有

各学園において小・中学校の教員による生活指導にかかわる情報を共有し、発達段階を踏まえた小・中学校の組織的対応について検討・共有を行っている。また、生活指導に関する情報や暴力行為やいじめ、不登校等の問題行動を蓄積・共有する「問題行動等状況記録シート」を活用し、校種間の対応の引継ぎを行っている。

3 いじめ防止対策の推進

(1) いじめ問題対策協議会による、いじめ防止対策の点検・評価

平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が制定されたことを一つの契機として、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」(27 年 1 月施行)を定め、条例に基づいて市が教育委員会とともに「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、教育委員会の附属機関として学識経験者、関係機関や保護者の代表などで構成される「三鷹市いじめ問題対策協議会」を設置した。

29 年 3 月には、児童・生徒の現状や、各学園・学校の実践の成果及び課題、国や東京都の動向等を踏まえ、さらに実効性をもたせるために、三鷹市いじめ問題対策協議会、総合教育会議における協議を経て、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を改定した。

なお、方針の改定に合わせ、「いじめ防止リーフレット」(児童・生徒用、保護者・地域用)を作成・配布し、いじめ問題への周知徹底に取り組んだ。

いじめ問題対策協議会による、いじめ防止対策の点検・評価を行うとともに、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の推進」の一層の充実を図る中で、「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」(改定版)に基づき、家庭、学校、市、教育委員会、コミュニティ、その他関係機関がより密接な連携を図り、総合的かつ継続的な取り組みを進めていく。

＜「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」(平成 29 年 3 月 改定版)の主な改定内容＞

- ・「いじめの定義」の周知・浸透
- ・「軽微ないじめ」に対する人権感覚の醸成
- ・密接な連携強化による総合的かつ継続的な取り組みの推進
- ・「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化
- ・「学校いじめ防止基本方針」及び相談窓口等の周知
- ・いじめの「認知」や「解決」の判断基準の明確化
- ・小・中学校 9 年間の継続した指導と、幼稚園・保育園との連携
- ・重大事態に対する対応の強化
- ・子どもが主体的に考え議論できる機会の確保
- ・SNS など見えにくいいじめへの対応の強化

(2) 学校いじめ対策委員会による組織的な対応の徹底

いじめに対しては深刻な人権侵害との認識に立ち、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」(改定版)を踏まえ、すべての市立小・中学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的にいじめ防止対策を推進するために「学校いじめ対策委員会」を設置している。各学校において「学校いじめ対策委員会」が「学校いじめ防止基本方針」の見直しや、いじめ防止にかかわる年間指導計画の作成、いじめの「疑い」「認知」「解消」「解決」の判断、いじめの未然防止・早期発見・事案の実効的対処、関係機関との連携などいじめ防止対策推進の中心的機能を担い、アンケートや面談などを実施して児童・生徒の実態を細かく把握したり、教員研修や弁護士によるいじめ防止授業を活用したりするなど、計画的・組織的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、解消率の向上を図っている。

(3) いじめ防止対策への地域を挙げた参画の促進

各学校ではいじめ問題の解決に向けた児童・生徒による主体的な活動を推進しており、いじめに関する標語の作成や、いじめの防止や根絶を図るための熟議、児童・生徒と保護者、PTA、コミュニティ・スクール委員会委員が一緒にいじめ問題を考える協議会等が行われている。

また、学校やコミュニティ・スクール委員会、児童生徒の健全育成に関する諸団体、地域住民

など子どもを見守っている大人は、子どものいじめを防止するために、相互に情報共有に努めるとともに、いじめから子どもを守り通すよう協働して取り組んでいる。

4 市、教育委員会、学校、家庭・地域、警察や児童相談所等、関係諸機関との積極的な連携と協働による児童・生徒の健全育成の推進

(1) 関係諸機関との定期的な連携

教育委員会では年8回の生活指導主任会を実施し、小・中学校の生活指導主任、三鷹警察署、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカーによる情報交換や問題行動防止対策などの協議を行っている。

また、三鷹警察署、立川少年センター、杉並児童相談所、市内小・中・高校の生活指導主任、教育委員会、児童委員、保護司、少年補導員、防犯協会会員など青少年をとりまく各種機関や団体で構成される「三鷹市青少年補導連絡会」との連携を強化することにより、児童・生徒の健全育成の推進を図っている。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充と充実

教育相談員・就学相談員・市スクールカウンセラーがスクールソーシャルワーカーの機能を担い就学前から義務教育修了まで（0歳から15歳まで）をカバーする教育相談体制を確立している。不登校、学校不適應の対応や子どもの貧困対策も含めた家庭支援を図る仕組みを活用しながら、子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の福祉・保健・医療等の各機関との連携の強化を図っている。

8 教育支援の推進

教育委員会では、「三鷹市教育支援プラン 2022(第2次改定)」に基づき、教育、福祉、保健、医療等専門諸機関との連携を図りながら、障がいのある子もない子ども学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援している。三鷹市では、わが国で通常「特別支援教育」といわれる一人ひとりのニーズに応じた支援は、「特別」なことではなく、自然で当たり前のこととして捉え、「教育支援」と呼んでいる。

1 三鷹市教育支援プラン 2022（第2次改定）の推進

令和2年3月に策定した「三鷹市教育支援プラン 2022（第2次改定）」は、「三鷹市教育ビジョン 2022（第2次改定）」が目指す子ども像の実現に向け、障がいのある子もない子ども学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援することを目的としている。このため、教育委員会は、福祉・保健・医療等諸機関と連携し、0歳から18歳までの乳幼児・児童・生徒等に一人ひとりのニーズに応える教育支援を通して、次に挙げる力を育成していくとともに、3つの基本方針を掲げて施策・事業の推進を行う。

- ・自分の学習方法や生活スタイルの特徴を知り、自分に合った学習方法で学ぶことができる力
- ・社会生活を円滑に送るためのスキルや考え方及び行動や感情のコントロールの方法を工夫できる力
- ・自立に向けて、社会参加ができる力
- ・周囲の支援を受け入れることができる力

◆基本方針

- 1 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援を推進します
(子どもへの教育支援)
 - (1) 支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の充実
 - ・個別指導計画・個別の教育支援計画の充実
 - ・通常の学級で支援を必要とする児童・生徒に対する指導と支援の工夫
 - ・教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）における指導と支援の工夫
 - (2) 一人ひとりの児童・生徒を支援する学校の体制づくり
 - ・校長のリーダーシップによる教育支援の推進
 - ・教職員に対する研修体制の充実
 - ・教育支援コーディネーターの育成
 - ・教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）担当教員の育成
 - ・教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）と通常の学級の連携体制
 - ・不登校児童・生徒への対応

2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かした教育支援を推進します（学園・学校での教育支援の体制）

(1) 学園を単位とした教育支援

- ・義務教育9年間を通した教育支援
- ・教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）のセンター的機能を活かした整備
- ・小・中一貫教育の内容の充実と方法の検討

(2) コミュニティとともに歩む教育支援の推進

3 連携して取り組む教育支援を推進します（連携した教育支援）

(1) 支援の引継ぎと連携の充実

- ・誕生から自立までの切れ目のない支援
- ・就学前の支援から就学相談への引継ぎ
- ・小・中学校から義務教育後の支援の引継ぎ

(2) 教育支援にかかわる総合教育相談機能の充実

- ・相談事業の充実
- ・派遣事業の充実

(3) 推進体制の整備

- ・教育支援推進委員会による検討
- ・各学校・学園における推進体制

2 教育支援学級の設置

(1) 令和2年度三鷹市立小・中学校教育支援学級（固定制・通級制）

三鷹市では、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の中で、5つの学園に小・中一貫の教育支援学級（知的障がい・固定制）を設置している。

また、小学校においては難聴、言語障がいの通級指導学級を設置している。

教育支援学級（固定制）

学園名	学校名	学級名
連雀学園	第六小学校	ふじみ学級（知的障がい）
	第一中学校	I 組（知的障がい）
三鷹の森学園	高山小学校	わか竹学級（知的障がい）
	第三中学校	I 組（知的障がい）
三鷹中央学園	第七小学校	さくら学級（知的障がい）
	第四中学校	E 組（知的障がい）
鷹南学園	東台小学校	くすの木学級（知的障がい）
	第五中学校	E 組（知的障がい）
おおさわ学園	大沢台小学校	わかば学級（知的障がい）
	第七中学校	E 組（知的障がい）

教育支援学級（通級制）

学園名	学校名	学級名
連雀学園	南浦小学校	きこえの教室（難聴）
		ことばの教室（言語障がい）

(2) 令和２年度三鷹市立小・中学校校内通級教室

小学校における特別支援教室（校内通級教室）は、平成 29 年度に東部地域 9 校で巡回指導を開始し、30 年度から全小学校 7 学園 15 校で巡回指導を開始した。校内通級教室では、「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」に基づく自立活動を中心とした個別指導と小集団指導を行うことにより、行動のコントロールや対人関係面の向上が見られる通級児童が増加している。また、保護者や教員の理解が深まったことにより、校内通級教室実施前の 28 年度に比べ、総指導児童数は 3 年間で倍増していることから、30 年 4 月に第二小学校、31 年 4 月に第五小学校に新たな拠点校を開設し、現在は 5 つの拠点校から全小学校への巡回指導を行っている。各小学校においては、校内通級教室だけでなく、通常の学級における指導と支援についても、校内委員会を中心に検討を行っている。

また、令和 2 年度から、中学校においても特別支援教室（校内通級教室）による巡回指導を開始し、小・中一貫した児童・生徒の特性に応じた指導と支援を継続的に行う。

校内通級教室（情緒障がい等） 巡回指導体制 小学校

拠点校学園名	拠点校名	巡回校名
連雀学園	南浦小学校 むつみ教室	第四小学校
		第六小学校
三鷹の森学園	第五小学校 つばさ教室	高山小学校
東三鷹学園	北野小学校 けやき教室	第一小学校
		中原小学校
		東台小学校
にしみたか学園	第二小学校 さくら木教室	井口小学校
		大沢台小学校
		羽沢小学校
三鷹中央学園	第七小学校 ポプラ教室	第三小学校

校内通級教室（情緒障がい等） 巡回指導体制 中学校

拠点校学園名	拠点校名	巡回校名
にしみたか学園	第二中学校 校内通級教室	第四中学校
		第七中学校
東三鷹学園	第六中学校 校内通級教室	第一中学校
		第三中学校
		第五中学校

3 総合教育相談室事業

(1) 相談事業

ア 就学相談

専門の相談員が保護者の心情をよく聞き取り、心理検査等の結果に基づいた客観的で専門的な相談を通して、通常の学級や固定制の教育支援学級、都立特別支援学校への就学等を検討している。また、入学後の適応状況についても把握し、継続的な相談を行う等、相談体制の充実を図っている。

平成 29 年度より、相談員をスクールソーシャルワーカー機能も担う就学相談員へと位置付け、乳幼児・児童・生徒の適切な就学支援ができるよう、学校・幼稚園・保育園・療育機関等との連携を強化している。

相談日（予約制）：月曜日から金曜日まで（土・日、祝日及び年末年始を除く。）

時間：午前 9 時から午後 5 時まで

電話：0422-45-1151 内線 3258

イ 教育相談

乳幼児・児童・生徒の教育に関するさまざまな悩みや困りごとの相談に応じている。

相談日（予約制）：月曜日から金曜日まで、第 1・3・5 土曜日

（第 2・4 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

時間：午前 9 時から午後 5 時まで

電話：0422-45-1151 内線 3253

ウ こころとからだの発達相談

小児科・精神科の専門医が乳幼児・児童・生徒の精神や身体発達（知的発達の遅れ、ことばの遅れ、夜尿、チック等）の相談に応じている。主に学校や総合教育相談室で何らかの相談を受けている子ども及び保護者に対して、医学的な面からの助言を行っている。

相談日（予約制）：第 2 木曜日（小児科）、第 4 水曜日（精神科）

時間：午前 10 時から正午まで

電話：0422-45-1151 内線 3255

(2) 派遣事業

ア スクールカウンセラー

いじめ、不登校等児童・生徒の学校不適応の対応にあたって学校におけるカウンセリング等の機能を充実し、学校不適応等の課題解決を図ることを目的として、小・中学校へスクールカウンセラーを派遣している。

東京都配置のスクールカウンセラーは、小・中学校に 1 回 7.75 時間、年間 38 回配置のため、長期休業中を除き、ほぼ週 1 回、小・中学校に勤務している。

三鷹市では、東京都配置のスクールカウンセラー以外に、これまでも長期休業中も含む週 1 回、小学校に市配置のスクールカウンセラーを派遣していたが、

平成 25 年度から、これらの小学校配置のスクールカウンセラーにスクールソーシャルワーク機能を拡充した。その後、28 年度には小学校配置の全てのスクールカウンセラーがスクールソーシャルワーク機能を有するようになり、さらに 30 年度から、中学校への配置を拡充した。学園ごとに同一の市スクールカウンセラーを配置することで、小・中一貫した相談や支援を継続して行う体制を整備している。

イ 巡回発達相談員

発達に関する専門的知識・技能を有する巡回発達相談員が、小・中学校を巡回し、教員に対して支援が必要な児童・生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行う。学校教育、発達相談、心理相談それぞれに精通した巡回発達相談員が、義務教育 9 年間を通して、児童・生徒に適切で継続的な支援を行っていきけるよう、学園ごとに同一の巡回発達相談員を配置し、相談事業の充実を図っている。

ウ スクールソーシャルワーカー

支援が必要な児童・生徒に対して、学校や福祉分野を含む関係機関との連携を図りながら、児童・生徒が置かれている家庭環境等へのケースワークを行い、課題解決への対応を図っている。また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、セーフティネットとしての支援を行っている。

総合教育相談室には、スクールソーシャルワーカー専任の教育相談員を配置し、小・中学校に派遣している市配置スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）への助言等を行い、三鷹市子ども家庭支援ネットワーク等との連携を図っている。また、総合教育相談室配置の就学相談員もスクールソーシャルワーク機能を担っており、家庭支援の観点を持った就学相談を行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出自粛等により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まったことを受けて、国が新たに実施する「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づく、支援対象児童・生徒の定期的な把握と、様々な地域のネットワークを活用した見守りの強化に取り組んでいく。

エ 連携支援コーディネーター

令和 2 年度から連携支援コーディネーターを配置し、子ども発達支援センターと連携し、就学前から学齢期以降までの切れ目ない継続的な支援を行う。

支援を要する子どものいる家庭が抱える多様で複雑な課題を整理し、適切な関係機関等につなげる環境を整えるとともに、適切な就学先の選択ができるよう、スーパーバイザーとして子ども発達支援センター及び就学相談員等に助言を行う。

(3) 研修事業

ア 教職員に対する研修体制の充実

教職員が、教育支援に関わる基本理念を理解し、学級における児童・生徒の課題を発見し、的確な把握と適切な指導や支援を行って、児童・生徒一人ひと

りのニーズに応えた教育を提供していくために、校長、副校長等の管理職をはじめとして、教職員への研修を実施している。

イ 教育支援コーディネーターの育成・養成

教育支援コーディネーターの校内での役割を明確化し、各学校で効果的な活躍ができるよう、支援を必要とする児童・生徒への指導方法や、個別指導計画の立案、校内委員会の運営等についての実務的な研修を実施している。

ウ 教育支援学級担当教員の育成

教育支援学級担当教員が、従来から教育支援学級で行ってきた障がい種別ごとの専門性に基づく指導と支援に加えて、発達障がいを有する児童・生徒への対応にも専門性を持たせ、各学校の教育支援コーディネーターと連携して、通常の学級担任への支援を行うことができるよう育成を行っている。

4 適応支援教室 A-Room

三鷹市では、令和2年度から全市立中学校に校内通級教室を開設し、現在の通級指導学級設置校である第二中学校及び第六中学校が拠点校となる。これに伴い、教員は巡回指導を開始するため、これまで通級指導学級が担ってきた不登校傾向にある生徒への対応が困難となることから、これに代わる支援体制を整備する必要があった。また、「不登校」の定義に当てはまらない児童・生徒の欠席の原因は、病気や保護者理解等さまざまな要因が考えられ、中には発達上の課題を抱えているケースもみられることから、これらの児童・生徒について、欠席の原因を把握し、個に応じた支援を適切に行うことが必要である。このため、令和元年11月に「三鷹市適応支援教室（仮称）開設に向けた実施方針」を策定し、開設準備を行った。

上記を踏まえ、令和2年4月から長期欠席傾向にある児童・生徒のために適応支援教室“A-Room”を開設し、在籍校と連携しながら、児童・生徒の状況を把握し、個に応じた支援を行うとともに、学習機会を保障することにより、自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援する。

A-Roomには3つの機能があり、1つ目は「学習機能」として、「長期に学校を休むと勉強についていけなくなるのではないか」という不安を和らげるよう学習を支援する。2つ目は、児童・生徒を対象とした「カウンセリング機能」として、児童・生徒自身が、何に困っていて、どんなことに不安を感じているのかを明確にした上で、課題を把握し、その対処方法をともに考えていく。3つ目は、保護者を対象とした「相談機能」として、児童・生徒を巡る家庭での困りごとが解決できるよう、内容に応じてきめ細かな教育相談を行う。

※A-Roomの「A」の3つの意味

Assist：支援する、Adjust：適応する、Advance：前進する

社会的自立、学校復帰に向けて、環境に適応し、前に進むことを支援する。

9 幼・保・小の連携事業の推進

1 沿革

三鷹市における幼稚園・保育園と小学校との連携事業は、「三鷹市教育ビジョン 2022（第2次改定）」に基づき、「小学校入学に際しての不安を解消して、幼・保・小の段差を解消し、よりよいスタートが切れる環境を用意する」ことを目的としている。本事業は、平成19年度より3つの小学校地区で取り組みを始め、20年度からは、「三鷹市における幼稚園・保育園と小学校との連携推進委員会」を設置し、三鷹市における幼稚園・保育園と小学校との連携推進のための事業の企画・運営の方向性や、事業の検証を行っている。その後、順次拡大し、22年度からは全小学校15地区において実施している。また、幼児期から児童期への接続期の子どもにとっては、学童保育所での生活も大きくかわることから、連絡会の名称を「幼稚園・保育園と小学校・学童保育所等との連携地区連絡会」とし、学童保育所との連携を明確にした。本連携事業については、5歳児の受け入れのある認証保育所も当初より参加している。

2 幼・保・小連携事業

「子どもに対して」「保護者に対して」「教員・保育士に対して」の3つの視点を軸に、各連携地区連絡会で地域の実態に合わせた取り組みのあり方を工夫し、実践を進めている。

(1) 子どもに対する事業

小1プロブレム等、小学校入学に際しての不安を解消して、幼・保・小の段差を解消しより良いスタートが切れる環境を用意するために、就学前児童の「小学校体験」「学校給食体験」「学童保育所体験」等の場や児童との異年齢交流の場を経験することにより、入学前後の不安が軽減されることを目指す。



▲幼・保・小・学童との連携地区連絡会

(2) 保護者に対する事業

入学に向けた保護者の不安に応えるため、保護者のためのガイドブック「うきうきどきどき 1年生」の配布などを行い、入学までに必要な情報を提供する。

(3) 教員・保育士に対する事業

入学前後の移行期を円滑で実り多いものにするために、各連携地区連絡会の中で幼稚園教諭・保育園保育士と小学校教諭との活発な交流会、就学前児童に対する説明会、授業・保育の相互参観、学校・園便り・学童だよりの交換や情報の交換等を実施し、連携教育を推進する。また、幼・保・小の強固な連携により、就学前の学びを生かしたスムーズな小学校教育への移行に向けて、「小学校スタートカリキュラム」を実践し、教員や保育士等が共通理解のもと連携した取り組みを推進していく。

10 教員の養成・キャリア支援

三鷹市では「人財育成方針の推進と三鷹にふさわしい教員の配置」を「三鷹市教育ビジョン 2022（第2次改定）」の重点施策の一つに位置づけて取り組みを進めている。「三鷹市立学校人財育成方針」（平成25年3月策定、28年1月一部改正）に基づき、キャリアパスに沿ったキャリア支援を展開することで優れた指導力と教育者としての愛情あふれる教員の育成を推進している。

意欲ある三鷹市にふさわしい教員の配置を進めるため、学校運営協議会の機能（任命権者への任用等の意見）やコミュニティ・スクール教員公募制度を有効に活用するとともに、特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構と連携し、教員インターンシップ制度としての「みたか教師力養成講座」の充実を図り、優秀な教員の育成に努めている。

また、学校管理職、教員等の学校組織マネジメント能力の向上、教員の専門性向上を図る継続的な研修や、外部折衝力等充実した教育活動を推進する上でのマネジメント力の向上を図る「みたか教師力錬成講座」の充実を図っている。

1 みたか教師力養成講座

(1) 実践コース

小・中学校の教員をめざす大学3年生以上の学生等を対象として、三鷹市にふさわしい教員の育成を図るため、市内の校長や教育実践に優れている教員、教育委員会で教員の研修を担当するスタッフ等を講師として、学校教育に関する実践的な内容を学ぶ講座を開講している。この講座では、理論に加え、週1回程度行う小・中学校の教育現場での実習を通して、教師としての実践力を身に付けられるよう内容の充実が図られている。



(2) 基礎コース

教職に関心のある大学1、2年生を対象として、小・中学校の教員の仕事の内容や、自己の適性などを理解するための講座である。実践コースと同様の講師による講座で、学校教育に関する実践的な内容や理論を学ぶとともに、週1回程度行う小・中学校の教育現場での実習を通して教師の職務について理解を深めることができる。



▲みたか教師力養成講座

2 みたか教師力錬成講座

学校経営や校務運営に生かす危機管理及び学校教育や学校経営の今日的な課題についての専門的な講座を開設し、教員のキャリア支援を行っている。

2年次、3年次の若手教員や、将来、学校管理職として学校運営を担うことが期待される主任教諭を対象として「外部との連携・折衝力」を向上させることを目指し、学校のリスクマネジメントについての基本的な理解を深め、学校組織の視点から、保護者や地域住民等に対して、組織的に対応する力や、学校組織を改善していく力を伸ばす講座を予定している。

また、小・中一貫教育の中で一人ひとりの教育的ニーズに応える三鷹市の特色を活かした教育支援を展開するにあたり、児童・生徒に関わるすべての教員、保育士等を対象に教育支援について体系的に学び専門性を高め、理論に基づく実践力を付けるための講座も開講している。